

○令和3年9月定例会 和歌山県議会定例会会議録

(令和3年9月15日)

【堀 龍雄 議員（自由民主党県議団） 質問】

IR 誘致については、滞在型観光の核として、和歌山県の観光振興や雇用の増加に貢献し、地域経済活性化の起爆剤になると思います。その上、人口減少の抑制についても大いに期待できるものと考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症が終息した後、和歌山県の経済回復のエンジンとなることから、今、私たち自民党は、以前よりその誘致を全面的に支援してきました。今定例会に開催された会派代表者会議で、特別委員会の設置も提案したところです。

和歌山県においては、6月2日の優先権者候補選定後、7月20日に優先権者を選定し、8月25日には基本協定を締結するなど、着実に取組を進めていることについて大変心強く感じています。現在、当局においては、区域整備計画の作成に全力を挙げていると思いますが、国への計画提出期限が4月28日と迫る中、具体的な進捗状況も大変気になるところです。

熾烈な競争環境にある中ですが、計画の詳細な中身は区域整備計画案の完成を待つとして、まず、先日締結されました基本協定について、これはどのような性格のもので、具体的にどのような内容が記載されているのか、理事にお尋ねいたします。

【理事答弁】

議員御質問の基本協定は、公募手続により、クリアベストニームベンチャーズ株式会社及びクリアベストグループ・インコーポレーテッドのコンソーシアムが和歌山 IR を実施する民間事業者として選定されたことを確認するとともに、区域認定後に実施協定を締結するまでの間の県と事業者双方の役割などと諸手続を規定しているものでございます。

具体的な内容は、県と事業者が共同して行う区域整備計画の作成及び認定申請に関する事項や、事業者の費用負担、履行保証金等に関する事項、IR 事業者の設立に関する事項、IR 事業者やその株主の廉潔性確認に関する事項のほか、事業者の責めに帰すべき理由で実施協定の締結が不成立となった場合の違約金の支払いに関する事項などでございます。

【堀 龍雄 議員 質問】

計画提出に向けた今後のスケジュールについて、国への区域整備計画の提出期限は来年4月28日とされており、計画作成はもちろん、最終的には和歌山市の同意や県議会における議決等が必要であり、今後、かなり厳しいスケジュールとなることが想定されます。

現在、当局において想定されているスケジュールについて、理事にお伺いいたします。

【理事答弁】

今後のスケジュールについてですが、現在、クリアベストと共同して区域整備計画の作成に全力を挙げて取り組んでいるところです。

区域整備計画を国へ申請するためには、IR 整備法上、区域整備計画に住民の意見を反映させるための必要な措置を講じた上で、和歌山市及び県公安委員会の同意と県議会の議決を経る必要がございます。

これらの手続を国への提出期限である来年4月28日までに終えるためには、逆算しますと、11月末には区域整備計画の原案を完成させ、県議会、和歌山市及び県公安委員会にお示しするとともに、県民向け説明会の開催、パブリックコメントを実施し、12月末頃までに終える必要がございます。

その後、区域整備計画の原案に対する県議会や県民の皆様からいただいた御意見を踏まえ、原案の修正を行い、来年2月には和歌山市及び県公安委員会の同意をいただいた上で県議会に区域整備計画の議案を提出し、議決をいただく想定でスケジュールを組んでおります。

【堀 龍雄 議員 質問】

区域認定に向けた意気込みについてということで、ただいま田嶋理事より、基本協定の内容、今後のスケジュールについて詳しく答弁いただきました。

そこで、横浜市のIR誘致断念、長崎県においては、事業者が選定のやり直しを求める混乱状況から考えますと、和歌山県は非常に有利になったものと考えるところです。

一方、他府県の状況にかかわらず、優れた区域整備計画をつくり上げなければ、国には認定されません。人口減少、少子高齢化といった課題を抱える和歌山県にとって、IR誘致は是が非でも勝ち取らなければならない事業であります。他地域の情勢を踏まえ、改めて区域認定に向けた意気込みについて、知事の御所見をお願いいたします。

【知事答弁】

栄えている横浜では、IRをやめてもずっと繁栄は続くと思う人が多いんだろうなあと思います。ただ、和歌山は、なかなかこういう大規模な投資案件はほかには考えられないので、頑張って進めなきゃいけないというふうに思います。

数が少ないかどうか、相対評価ではございませんので、いいものをつくって国に認めていただかなきゃいけない。もちろん依存症や破産リスクなどが起こってはいけないんで、工夫をしているわけですが、この工夫でどこにそんなリスクがあると思うかなあというのを一度聞いてみたいというようなところもございます。そういう形で一生懸命やっていきたいと考えております。

【多田 純一 議員（公明党県議団） 質問】

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律、いわゆる IR 推進法が成立した 2016 年 12 月当時は、候補地として取り上げられた地域は 8 か所あったと思います。その中でも、横浜市は、横浜港を有する日本最大の観光都市として、IR カジノの最有力候補地として注目を集めておりました。その横浜市が、8 月 22 日に行われた市長選挙で推進反対派の候補に大差で負け、事実上、横浜市の IR 構想は頓挫した形となりました。

国内最大 3 か所選定、大阪府・大阪市、長崎県、そして和歌山県の 3 か所が候補地に挙がっている状況です。和歌山の区域整備計画次第では、可能性が高くなってきていると思います。横浜市の反省を踏まえて、県民に改めて和歌山 IR 構想の理解を深める必要があると思います。

特定複合観光施設区域の整備に関する法律によると、「推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備を総合的かつ集中的に行うことを目的とする」としております。基本理念では、「地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、カジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われるものとする」とあります。

IR は一体和歌山に何をもたらすものかについて、県民に分かりやすく説明する上で、改めて IR 誘致を目指す意義、県民が受けるメリットについて、仁坂知事、お答えください。

【知事答弁】

和歌山県では、少子高齢化や所得低迷といった課題に対応するため、これまで産業振興策の充実、国の機関や大学等の誘致、交通ネットワークの整備等に取り組み、結果、成長分野である ICT 産業が少し来始め、小型ロケット射場をはじめとする多くのいいところが少し出始め、総務省統計局及び独立行政法人統計センターが設置する統計データ利活用センターの開設とか、五つの大学の設置など、いいところも少しは出てきました。しかし、まだまだ全体としては量が足りないというふうに思っております。

新たな成長産業を取り入れていかないと経済がだんだん衰退していくというのは、本県の近年の歴史を振り返れば自明であります。かつてのような大規模な投資案件、特に製造業における大規模な投資案件が見当たらない中で、IR には、大規模な投資や経済波及効果、雇用創出効果が見込まれ、県民総生産が約 10%——弱ですが——も増える可能性があることから、本県の将来を思い、何とか実現をしたいと考え、誘致を目指してきたところであります。

誘致が実現すれば、波及効果で地域経済が潤い、県民所得の増加につながるとともに、税収の増加等による財政改善も見込まれます。さらには、事業者から納入される納付金や入場料収入を活用し、社会福祉の増進、教育の振興といった県民の皆様がその利益を直接享受できる事業なども行えます。

もちろん、幾ら県勢の発展に資するからといって、社会的リスクをないがしろにしては絶対にいけないのでございます。県民の皆様が不安に感じられるカジノ施設に起因するギャンブル依存症とか破産リスクについては、後者のほう、破産リスクは特に和歌山で考えたことで、あんまり世の中では言われないんですけども、これも大事なことだということで和歌山県は物すごく重視しております。IR 整備法で定めている世界最高水準の重層的で多段階的な規制に加え、これは言葉ではきついんですが、誠にそのとおりだと思います。使用上限額を設定して現金をチャージする IR カードの導入とか依存症対策専門員の配置といった県独自の対策も実現させることで、そのリスクを排除できると考えております。

こうした制度の中で、どうやったら県民や国民が依存症になって、破滅したり破綻したりできるのかというルートをど

ういうふうにして考えられますかというふう思うんですけども、反対の方は、そんなことは一切耳を塞いで、もうとにかく反対と言っておられるような気もいたします。

このように、IR については、県民の皆様にとって大きな意義、メリットがあり、うまく規制を行うことで弊害を防止することができると考えておりますから、引き続き、誘致に向け、全力を挙げて取り組んでいく所存でございます。

【多田 純一 議員 質問】

県は、優先権者クリアベストニームベンチャーズ株式会社及びクリアベストグループ・インコーポレーテッドのコンソーシアムと基本協定を締結しました。IR 事業者と基本協定を結んだのは、全国初となります。今後は、県とクリアベスト社と共同して区域整備計画を作成し、申請期限である 2022 年 4 月 28 日までに国への申請を行うこととなります。

基本協定を結ぶ前に、クリアベスト社がグループ・パルトゥーシュや株式会社 AMSE リゾートジャパンがパートナーとして加わることを発表しました。この問題につきましては、6 月県議会で奥村議員も質問しておられましたけども、7 月に開催された全員協議会の席でクリアベスト社は自ら、「我が社はプライベート・エクイティ投資会社として、ゲーミング産業、航空宇宙防衛、ヘルスケア、IT サービス、メディアなどに投資を行っている」とし、「単に投資をするだけでなく、事業に対する知見も持ち合わせている」とおっしゃっておられました。カナダやチリそしてアメリカ・ニュージャージー州、ニューヨーク州で事業を行っているとされております。一般的な評価としては、カジノ事業者とパートナーを組み、資金面で開発を支えるケースが多いとされております。

報道されているこのたびのパートナーとしてパリのパルトゥーシュは、ゲーミング施設、ホテル、レストラン、スパなどを運営するまさにフランスカジノ大手のオペレーター、もう一つの AMSE は、日本に拠点を置く IR 開発・マネジメント会社、アジア最大級の e スポーツクラブの開設も手がけた実績もあると評されております。

コンソーシアムとして、県はまだ正式な構成員として認めただけじゃないとされております。この話が 6 月 7 日に明らかになり、既に 3 か月、その上で、クリアベストが発表した新たなパートナーについて、その受け止めについて理事にお答えをいただきたいと思えます。

【理事答弁】

議員御指摘のように、クリアベストがグループ・パルトゥーシュや AMSE リゾートジャパンとの提携を公表したということは承知しておりますが、現段階では、事業者同士、民々の間でお話をされていることでございまして、県に対して正式な報告や打診はございません。

県としましては、事業実施体制の強化を求めておりまして、クリアベストが別のカジノ事業者などと提携することについて、具体的な提案がありましたら、信用調査を行いまして、その適格性を審査した上で、参画の是非について判断をいたしたいと考えております。

【多田 純一 議員 質問】

同じような答弁になっておりますけども、事業実施計画の強化という点では、先日の全員協議会で御説明いただいた限りでは、不安を抱いたのは私だけではなかったと思えます。早く経験もあり信頼性のあるパートナーを選んで、その上で信用調査となるんでしょうと、時間がないんじゃないでしょうか。新しいパートナーも加わって和歌山県の区域整備計画案をつくり、12 月までにはパブコメを実施し、意見をまとめて議会に提案、時間はありません。間に合うんでしょうか。

それと、全員協議会の際、クリアベスト社の梶プロジェクトマネージャーが、7月中に和歌山に事務所を開設し、状況アナリストを置くと話されておりましたが、まだ開設したとは伺っておりません。大丈夫なんですか。理事、お答えください。

【理事答弁】

議員御指摘のように、和歌山県としましてもクリアベストに事業実施体制の強化を求めておまして、彼らなりに努力していると、途中経過の報告は受けておりますが、彼ら自身もパートナーを選ぶに当たっては、彼ら自身としてもやはり信用調査というか背面調査をやっておるところでございまして、その結果を踏まえて、慎重に判断をした上で和歌山県に提出してくると、そのように伺っております。

そして、事務所の開設につきましては、全員協議会での発言よりもかなり遅れたんですが、実は昨日、市内に事務所というものが開設されております。ただ、現時点では、多くの人々がどんどん訪れてきてもらえるような事務所というよりは、作業を行うための拠点事務所と、そういった形になっておるところです。また、進捗がございましたら、御報告したいというふうに思っております。

【多田 純一 議員 質問】

遅れているということは、指摘させていただきたいと思います。

次に、広域観光をどのように進めていくのか、お聞きしたいと思います。

関西圏や四国エリアに海外からのインバウンドを増やす広域観光、周遊観光を目指す中で、他地域、例えば中部や四国地域との連携が必要と考えます。和歌山 IR と広域観光の計画について、広域関西エリアや中部エリア、そして四国エリアにはどのような説明がされているのか。絵に描くだけじゃなく、それが共感につながるようにぜひしてもらいたいと思います。

IR 誘致に向けた広域観光実現を目的とした、例えば戦略会議の開催といった取組についてはどのように考えておるのか、理事にお尋ねします。

【理事答弁】

我が国が目指す IR は、国際会議場施設や家族で楽しめるエンターテインメント施設等と収益面での原動力となるカジノ施設が一体となった、これまでにないスケールとクオリティを有する特定複合観光施設であると同時に、議員御指摘のとおり、IR への来訪者を国内各地に送り出すことで、世界と国内各地をつなぐ交流のハブとなり、もって国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現することを目指すものとされております。

これらの趣旨を踏まえ、和歌山県としましても実施方針において、和歌山 IR を起点に、関西圏のみならず伊勢湾、紀伊半島、四国圏などに存在する魅力的な観光資源をつなぎ、巡礼や食文化といったストーリー性を持つ新たな観光街道を形成することで、IR の効果を広域的に波及させることを目標とする旨、記載し、募集要項において事業者へ提案を求めたところです。

また、県としては、紀伊半島 3 県知事会議における協力依頼や、紀伊半島及び四国圏の自治体や DMO への訪問などを通じて、広域観光の実現に向けた調整を行っているところです。

具体的な内容については、今年の 11 月末頃を目途に完成予定の区域整備計画原案においてお示ししたいと考えております。

【多田 純一 議員 質問】

先ほど申しあげましたように、3地域に今のところ絞られてきているわけですが、申しあげましたように、最大3地域ですから、この和歌山のIR構想をどういうふうに、やっぱり国が期待しているようなインバウンドに大きく影響を与えるか、そういうことの観点からすると、しっかりと他地域、申しあげましたように中部とか、この関西もそうですし、四国エリアもそうですし、大阪はそうでもなさそうですけども、長崎は九州・長崎IRと、こういうふうに見せているんですね。要するに、本当に九州のためにこの長崎にIRをつくるんだと、こういう構想は非常に意味があると思いますし、見せ方もうまいんじゃないかなと思うんです。

だから、和歌山は、もっと本当に広域のために、今までにない、ゴールデンルートじゃなくて、和歌山らしい昔の南海ルートというんでしょうかね、そういうルートをしっかりと構築していくんだと、こういう姿勢もしっかり出していただきたいと、このように思っております。

それから、次の質問に移らせていただきます。

地元調達促進に向けた取組についてお考えをお聞きしたいと思います。

本県にIRが誘致されることを見据え、その高い経済効果を広く県内全域に波及させ、広域に発展に資するため、地元調達の促進を図る必要があると思います。ビジネスセミナーの開催やIR事業者と地元企業との対話を開催し、民間主導による具体的なビジネスマッチングにつなげていく必要があると思いますが、ビジネスセミナーなどの開催について、どのように、いつ頃計画されているのか、理事にお答えをいただきたいと思っております。

【理事答弁】

IR事業を推進していくに当たっては、県やクリアベストに加えて、地元経済界が一体となり取組を進めていくことが重要と考えています。

そのため、クリアベストに対しては、地元調達や地元雇用の創出等により地域経済の発展に寄与するため、事業実施体制の強化に当たっては、県内事業者が公平・公正な仕組みで、特定の事業者に偏ることなく広く参加できるよう、オール和歌山の体制づくりを求めているところです。

議員御指摘のビジネスマッチング等の具体的な手法については、現在、事業者において検討中であり、決定をしましたら速やかに公表したいと考えております。

【多田 純一 議員 質問】

お答えいただきましたけども、なかなか水面下で進めていただいている部分が多いんでしょうけども、本当に最初に申しあげましたように、県民の方がやっぱり十分IR構想について賛同いただけるように、もちろん県民の中には、産業を担うそれぞれ企業もあると思いますし、それから、これから新しく産業を誘い込む、そういう部分もIR構想の中にあると思います。先ほど申しあげましたように広域で、本当に和歌山らしい、そういう構想を早くつくっていただかないと、この12月には間に合わない。しっかりと水面下でやっていますよと、こういうことでしょうけども、私たちにもしっかり分かるようお願いをしたいと思います。

続いて、懸念される事項の最小化についてお尋ねをいたします。

ギャンブル依存症対策や治安対策など、県民の不安解消に努めるべきです。そのために、県民との対話が必要です。計画の概要ができた時点で、積極的に対話の機会を設けるべきです。市議会、県議会での承認を得るまで、どのような県民との対話を考えておられるのか。

アジアはカジノ中心のIRが多いわけですが、日本はラスベガス型IR、すなわち統合型リゾート——IRの趣

旨を生かすために、複合コンベンション施設も整え、ビジネスはもちろん、家族連れで観劇、劇場、買物、美術館、水族館、温泉など、和歌山らしいものを楽しめる施設が望ましいと考えます。和歌山らしい伝統芸能やロボットや VR を融合させる。オリジナルなコンテンツを創造し、日本のエンターテインメントの質向上や発信の契機となるかもしれない。

懸念される事項の最小化について、理事、お答えください。

【理事答弁】

県民の皆様が不安に感じておられるカジノ施設に起因するギャンブル依存症や破産リスクについては、これを徹底的に排除するのは当然のことですので、これまでも県民の皆様にご丁寧に説明を行ってきたところで。

県としましては、IR 整備法で定められたマイナンバーカードを利用した入場回数制限や入場料の設定、本人・家族申告による入場制限措置、クレジットカードの使用不可など、重層的で多段階的な規制に加え、使用上限額を設定して現金をチャージする IR カードの導入や、賭け事に熱くなっている人に休憩や退場を促す依存症対策専門員の配置といった県独自の取組をクリアベストに求めており、これを実現させることで皆様の御懸念を払拭できると考えております。

その上で、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、県民向けの説明会ですとか、「出張！県政おはなし講座」などを通じ、引き続き丁寧に説明を行ってまいりたいと考えております。

【多田 純一 議員 質問】

この項目の最後に、IR 誘致を踏まえた国際観光都市和歌山のビジョンについてお伺いをしたいと思います。

近未来の和歌山のビジョンを示すよい機会だと思います。国際観光都市として、パリやロンドンで約 2000 万人、開業後 4 年目のクリアベストの提案では約 1300 万人、これは現在の東京やローマを抜いて、インドのムンバイ、トルコのイスタンブールやニューヨークに近づく数値となっております。今やシンガポールやマカオは、ロンドンやパリにも匹敵、もしくはそれ以上の観光都市となっております。国際観光都市にふさわしいインフラ整備や道路や港湾整備、どのような国際観光都市を目指すかどうかは重要な県政の目標となってくると思います。

例えば、IR 誘致は、未来に向けて和歌山県の国際観光を考える上で絶好の機会ですが、クリアベストの提案の概要を確認すると、目標訪問者 1300 万人のうち、外国人訪問者が約 300 万人とされており、これまでの和歌山県の外国人観光客の実績からすれば、海外から桁違いの外国人観光客が訪問するチャンスが生まれるということになってまいります。つまり、IR が実現すれば、和歌山が国際観光都市として名高いパリやロンドン、ニューヨークやイスタンブールといった世界的な観光都市と、ある意味、肩を並べ得る大きな飛躍を遂げることが期待されます。

そういう期待の中、県が目指す国際観光都市和歌山のビジョンについて、知事はどのようにお考えなのか、御所見を伺いたいと思います。

【知事答弁】

県では、長期総合計画において、2026 年に 170 万人の外国人宿泊者数をめざすとの目標を掲げ、これまで海外プロモーションに力を入れてきた結果、新型コロナウイルス感染症が拡大する前の 2019 年には、過去最高の約 50 万 2000 人の外国人宿泊者数を記録したところであります。よし、この調子で行くぞと思っていたら、新型コロナでインバウンドがほぼゼロになってしまったというわけでございます。

現在は、厳しい状況が続いておりますけれども、今年1月にロニー・プラネットのランキング「Best in Travel」の読者が選ぶサステナビリティに配慮した観光地部門では、和歌山が世界一に選出されるなど、引き続き世界から高い評価を受けております。

そうした中であって、本県のIRは、マリレジャーやアウトドアスポーツ、また、歴史文化遺産や温泉など、県内の魅力ある観光資源と連携することで、海外からの訪問客がIRを核に県内外を周遊し、長期滞在をしていただく構想であります。先ほど多田議員からお話があったように、県内だけではなくもちろん限りません、周辺、特に南日本に周遊していただくというのがビジョンの中に入っております。

観光には多様性が重要でございますけれども、和歌山IRが実現すれば、本県にこれまでなかった規模のラグジュアリーなホテルや国際会議場、展示施設、あるいは大イベント会場、アミューズメント施設、そういうものが設置されることになりまして、これまで本県を訪れる機会があんまりなかったビジネス層とか超富裕層とか、先ほど言いましたような施設の愛好者とか、新たな客層の観光客が世界中から訪問することが見込まれるわけであります。

そうしますと、こういう方々は、別にIR区域だけでとどまることは恐らくなくて、近くへ行ってみようと、いいところはないかと、こういう話になり、高野山とか熊野古道とか温泉とか美しい海岸線といった本県のももとの観光資源を訪れ、その訪問先でウォーキングやマリアクティビティを楽しみ、そして、おいしい食材を召し上がっていただくということになるわけであります。

また、他方で、本県の既存の観光資源を目的に来県した観光客も、先ほども申し上げました新たなコンテンツであるIRを訪問するようになって、それで、これまでない人の動きが生まれ、観光産業にとっての大きな発展につながると考えております。

つまり、和歌山IRと既存の観光資源が相乗効果をもたらし、互いに観光客を呼び込む仕組みとなって機能するとともに、これまで県が積み重ねてきたインバウンド誘致の取組と連携することで、これまでとは異なるレベルで本県の知名度が向上し、世界中から多様な観光客が繰り返し訪問したいと思うような、議員の言葉でいうと国際観光都市実現に向けた大きな追い風となり得るものと考えております。

(令和3年9月21日)

【吉井 和視 議員（自由民主党県議団） 質問】

7月8日に全員協議会がありました。そこで、クリアベストの計画を聞かせていただきました。流暢な説明に始まったわけなんですけども、確かな事業計画が定まっていないという、そういう大方の見通しでありました。その後、7月20日に優先権者となり、すぐに基本協定を結ばれるはずであったわけなんです。

長崎県なんかは、優先権者になったら10日をめどにして結ばれなきゃいけないということで、10日後に結ばれておったわけなんですけども、和歌山県はなかなか基本協定を結ばれなかった。我々も心配したわけなんですけども、どこに問題があって結ばれることがなかったのかということを知りたいわけなんです。そんなことは、いわゆる特別委員会が近くできるので、細かいことはそこで聞かせてもらいますけども、今日聞かせたいのは、基本協定が結ばれたときに、もうすぐ11月に、県民の意見を広く聞くというパブリックコメントがなされると聞いております。

そこで、パブリックコメントにおいて、一番聞かなければならないことがたくさんあると思うわけなんです。パブリックコメントをやるまでに、その全体像を我々議会にも示していただかなきゃいけない、そういう思いで、今日は何点か重要な問題について質問をさせていただきたいなと、そんなに思います。

まず第1点は、先ほど申し上げました基本協定についてお尋ねいたします。

我々、考えるのに、基本協定というのは通常、一番その肝になるのは基本協定で、一番その優先権者が事業をやっていく上で、いわゆる責任が発生すると思うのです。責任の度合いというのが一番大事だろうと思うわけなんです。

そこで、責任の度合いというのはリスクですね。事業がストップしたときにリスクが当然発生しますね。そのときに、今のクリアベストの本社、そしてまたクリアベストニームベンチャーズ、いわゆるニームベンチャーズというのは、県にIR構想を申請してきた会社ですね。その上にクリアベストグループ本社があるわけなんです。この本社の、お互いに本社というのは、ニームベンチャーズというのは資本金も少ないだろうし、どこかの子会社であると思うのです。その子会社が責任を十分取れるのか。当然、本社が取らなきゃいけないと思うわけなんですけども、そういうことが、責任の度合いとか、そしてまたリスクの度合いとか、いろんなリスクがあっても任しとけというところがなければいけない。

そういうことで、基本協定というのはどういうふうな協定になっておるのかと、それを一番に聞かせていただきたい。

【理事答弁】

クリアベストニームベンチャーズ株式会社及びクリアベストグループ・インコーポレーテッドのコンソーシアムと8月25日に締結しました基本協定は、公募手続により、この両者のコンソーシアムが和歌山IRを実施する民間事業者として選定されたことを確認するとともに、区域認定後に実施協定を締結するまでの間の県と事業者双方の役割等と諸手続を規定しているものでございます。

リスク負担については、基本協定では、事業者の責めに帰すべき事由で、実施協定の締結が不成立となった場合の違約金の支払いに関する事項について明記しております。

なお、議員御指摘のIR事業がストップした場合のリスク負担については、国による区域認定を受けた後に、県とIR事業者が締結する実施協定において、事業の継続が困難になった場合の措置などについて具体的に定める予定にしております。

【吉井 和視 議員 質問】

理事の今の答弁によれば、IR事業をストップしたときに、リスクは国に申請した後で決めるという、そういう答弁で

ありましたですね。これはちょっとおかしいなと思うわけなんですけど、やっぱりそのニームベンチャーズというのは比較的小さい会社ですね。責任能力があまりないと思うのです。

それで、責任能力がないのであれば、もともとこの IR 計画というのは、県へ申請したときに、審査会でも審査が通っているわけなんです。なぜ通ったかといいますと、クリアベストのグループ、本社のやっぱり事業遂行性の確かな信頼があるんじゃないかということで通ったわけなんです。これは IR を国に申請した後に、リスクの度合い、責任の度合いを決めるというのは、ちょっと納得できない面があるわけなんです。

そういったことも含めて……、まあ今聞いとこか、答弁してください。

【理事答弁】

先ほど答弁差し上げましたように、基本協定は、提案者であるクリアベストニームベンチャーズとクリアベストグループ・インコーポレーテッドのコンソーシアムとの間で、実施協定を締結するまでの間の責任と役割を規定しています。

IR 事業は、区域認定、国に区域整備計画が認められた後に IR 事業が動き出すということになります。IR 事業の実施責任は、今後、このコンソーシアムが中心となつてつくる SPC・特定目的会社である IR 事業者がその責任を担うこととなります。IR 事業そのものについての役割と責任については、区域整備計画認定後に、IR 事業者と県との間で結ばれる実施協定において定めることになっております。IR 整備法上、実施協定を締結するためには、まず、国土交通大臣の認可が必要でございます。国土交通大臣の認可を受けた後に、法律上、実施協定の概要を公表するというのが法律上の手続となっております。

ただ、そうは言っても、実施協定を認可されるまでの間、実施協定の中身が全く分からないというのはいかなものかというような御意見、ごもっともございまして、実施協定の案につきましては、県議会で区域整備計画の議決を得る際にお示しいたいと、そのように考えております。

【吉井 和視 議員 質問】

理事の答弁は、実施計画というものが、区域認定ができて、そういうことを結ぶもんだということを聞かされたのですけども、もっとも確かなことを準備しておかなきゃいけないと、そんなに思います。そういうことを指摘させていただいておきます。

続いて、事業の実施主体についてということで、お尋ねさせていただきたいと思います。

事業の実施主体としては、クリアベストニームベンチャーズというものがあるわけなんです。それで、このクリアベストニームベンチャーズの株式が発行されておると思うのです。その株式の常識的に考えて半分以上が、いわゆる実績のある、信頼性のあるクリアベストグループ本社ですね、これが持っておらなかつたら心もとない、そういう思いがするわけなんです。

そういうことで、このクリアベストニームベンチャーズの株式が申請時、どこどことが保有しておるかということをお尋ねさせていただきたいと思います。

【理事答弁】

クリアベストニームベンチャーズ株式会社は、クリアベストグループ・インコーポレーテッドのビジネスパートナーであるニームゲーミング株式会社が 100%出資している企業です。

クリアベストグループ・インコーポレーテッドは、これまでクリアベストニームベンチャーズ株式会社に長期貸付金の形で投資を行ってきましたが、優先権者選定を受けて資本関係を見直し、クリアベストニームベンチャーズ株式会

社の株式取得など、その強化、連携を図るとお聞きしております。

なお、県は、クリアベストニームベンチャーズ株式会社及びクリアベストグループ・インコーポレーテッドのコンソーシアムと基本協定を締結しておりまして、資本関係の有無にかかわらず、義務を履行しないことにより県に損害を与えた場合には、この2社が連帯して県に賠償しなければならない旨、規定しております。

【吉井 和視 議員 質問】

この答弁の内容は、今日いただいたわけなんです。それで、今考えるのは、ニームベンチャーズの株式を100%持っているのはニームゲーミングという会社であるわけですね。このニームゲーミングという会社は、恐らくクリアベストグループの子会社であろうと思います。グループの子会社が、いわゆる申請してきたニームベンチャーズの株を100%持っていると、これでは、なかなか信用することができない。もともと投資機関であるニームベンチャーズ、親会社のグループも投資機関であります。

総務委員会で、投資会社であるニームベンチャーズグループというのは信憑性がないという委員の発言があったということも聞いております。それほど県民が不安を感じておるわけなんです。投資会社であるからこそ不安を感じておるわけなんです。そういったことを考えれば、県は、積極的に資本のいわゆる責任とか、もっともっと追及しないといけないなと。そうでなかったらこんなもの、あと40～50日たって、どうして県民に意見を聞くわけなんですか。そんな段階に至らないでしょう、多分。

これは、再質問なしに3問目に移らせてもらいます。

3問目は、事業計画についてであります。

事業計画ということになれば、資金調達です。どういった企業が資金を提供してくれるのかと、4700億円ですよ。500億円や600億円の資金じゃないわけなんです。4700億円という途方もない計画を県は聞いておるわけなんです。そういった中で、事業者に対して、まあ資金計画のめどが立っておるのかどうかというのは聞くのが当たり前でしょう。

そしてまた、銀行の融資、銀行がどういった形でコミットメントして、その証拠資料をもらえるのかというのは、これも出しておかないといけない。そういうことを考えたときに、これは短期間でできるのかなあという、そういう疑問を持つわけなんです。

そういったところについて、理事の答弁をお願いします。

【理事答弁】

資金調達につきましては、事業者選定委員会の附帯意見において、「提案内容を確実に履行するため、資金調達の確実性を早急に担保することを要望する」と記載されたことを受けまして、現在、事業者に対して確実性の担保を求めているところです。

【吉井 和視 議員 質問】

現在、資金調達の担保を求めているという答弁がありましたけども、悠長な計画ですね。そんなこと言っておって、県民に広く意見を求めるパブリックコメント、できますか。あと40～50日でやらないといけないわけですね。急いでください。

それで、最後に知事に質問をさせていただくわけなんですけども、知事は先日、新聞の記事で、最大ということはないですけど、チャンスが到来している、和歌山県に絶好のチャンスであるということを語っておられました。この議会

でも語っておられますね。それは、何か材料があるので語っているのでしょうか、多分。材料がなければ、私はそういうことを語れないと思うのです。そして、今、理事の答弁を聞いてみたら、資金調達のいわゆるそういう拳証資料を求めるとか、そういう具体的な計画がまだまだ完成しておらない状況であろうと思います。

そして、知事も先般、和歌山市議会議員らと話し合いを持たれたと聞いております。あれは意見交換ですね。その意見交換の中には、今、この IR 計画について、いわゆる資金を出さないかとそういうことを言っている人がおると、そういうことを知事も聞いたと思うわけなんです。仕事が欲しければ資金を提供しろと、平たく言えば、そういうことを語っていると聞くわけなんです。

これは、こういうことを知事も、オール和歌山で IR というのは検討していかなくちゃいけないと、こういうこともおっしゃっておったと思うのです。オール和歌山ということは、いわゆる和歌山県内の企業の協力も、同じような条件で、同じような機会を与えてみんなに呼びかけると、そういうことがオール和歌山の基本原則ではなからうかと思うわけなんです。

そういうことを、私は理事に3問聞きましたけども、きっちりした資金計画とか、きっちりしたコンソーシアムとか、そういう連合体を組めるような企業の計画でなくちゃいけないということに関して、今日はお聞きしたわけなんです。

知事に聞くのは、そういう計画が曖昧なままで、IR は夢の実現、和歌山にとってはこういうすばらしいことがありますということは、我々も分かっておるわけなんです。我々もそれを求めて推進してきたわけなんです。そういうような状況の中で、オール和歌山にそぐわないような、この事業に参画したいのであれば、県内企業の皆さんに1億円出さないとかそういうことを言っているということについて、そういうようなことをそのまま放置しておくのであれば、知事に対しても、私は政治責任が発生するであろうと思うわけなんです。

そこで、知事にお尋ねするのですが、知事は、どういった思いで和歌山にチャンスがあるということをおっしゃったのか、どういった思いでこの IR 計画を今後取り組むのかと、そういうことをお尋ねしたいなと思います。

【知事答弁】

議員の御質問というか、御発言を聞いていると、幾つかの要素があると思います。それをちょっと分けて御説明したいと思います。

まず、和歌山にチャンス到来というのはそのとおりで、皆さん、そういうふうにおっしゃられると思うのですが、それは、これができる、どのぐらい雇用効果があって、それで所得効果があって、一方で、これによる依存症というのはこういう形で防ぐことができると、そういう見通しがあるので、したがってチャンス到来と、こういうことを言っているわけでございます。

そのときに、チャンスがあったら、私は、仮にわらにでもするような状況であっても追求したいと思っています。例えば、高速道路なんかも、大分めどがついてきたのでありますが、実は、私がやるぞと言って頑張ろうとしたときは計画もなかったようなものが、もうじき計画ぐらいはできると、次は事業化をして何とかと、こういうふうにごんごん前へ進むものでございますから、仮に100%成算がなくても、頑張らなくちゃいけないというのは当たり前じゃないかなというふうに思います。

ただ、今回のケース、吉井議員からいろいろまだまだ問題があるぞというお話がありまして、それはそのとおりだというふうに思います。区域整備計画の認定申請をするまでにきちんとまとめておかないと、いずれそんなものは認められないというペケになるという可能性がございますから、したがって、それはちゃんと完成をさせないといけないというのは当然でございます。

そのときに、じゃあこれ、完成できないんじゃないのというふうに思うほど可能性のない、あるいは可能性の少ない

案件とは私は思ってません。

それは、私が個人でそういうふうに勉強して思っているだけではなくて、この事業者を選ぶときに二つの事業者がいたんですけれども、提案書類審査の評価というのをぎりぎりやってもらいました。そのときに、日本を代表する各分野の専門家で構成された事業者選定委員会で、物すごく熱心に、かつ非常に公平・公正に審査をいただいたと思っています。その意味では、箸にも棒にもかからないような話とは私も思っておりませんし、このような方々もそんなふうに思っているということだろうと思います。

同時に、予備調査、これは専門委員の方々じゃなくて県がやったわけですが、これが、コンサルを雇って一生懸命やりましたところ、これは大丈夫ということになっておるので、これもいいかなというぐらいの感じでございます。

したがって、今後、さつき田嶋理事が御説明したように、さらにいいものにしていきたいというふうには思っておるわけでございますけれども、できるだけいいものに仕上げ、それで、全然確約が取れてないじゃないかなんていう話にならないようにまとめて、それで、議会にも御説明をし、県民にも御説明をし、そして政府に認定をいただくというふうにしていければいいなというふうに思っているわけでございます。

もう一つの問題は、仕事が欲しければ出資しろというようなことを言い回った人がいるという話でございます。

これは、はっきり言うとナンセンスであります。なぜナンセンスかという、そんなもの桁が違う。しかも、誰かが優先権者になり、そして県のパートナーになって区域整備計画上の事業者になるということになってから初めて、どういかに例えば県内の調達を任せるかというような手続が始まっていくわけございまして、初めから出資していないと駄目だなんていうことを触れ歩いた人は、とんでもなく物が分かっていない人というふうに思うし、そういうことによって和歌山の IR を推進したらいいなと思っている人たちが分断されるということは、とんでもない話でございます。この優先権者を選ぶ際の考え方として、優先権者になっても、県内の人に対しては、過去の経緯、その他で差別をするようなことをしたら承知しないぞというような——言葉はちょっと違いますが、そういうことをあらかじめ厳命をして、それを納得してもらって優先権者になっているというふうに御理解いただきたいと思えます。

したがって、そうやって将来は、県の中でも調達者が出てくると思えます。そのときは、我々も目を光らせて、選ばれた事業者に公平な調達をしてもらうということは当然、担保をしていくわけでございますが、それよりも前に、できるだけこれから事業者と交渉して、それで、レベルの高い、かつ確実な区域整備計画をつくっていくことに全力を挙げてまいりたいと考えております。